

探 偵 業 行 政 処 分 簿

(愛知県)

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	愛知県公安委員会 第54220020号
	氏名または名称	株式会社T I T A N
	代表者の氏名	後藤 啓佑
	主たる営業所の所在地	名古屋市昭和区御器所通三丁目15番地の2 ごきそビル3C
	処分に係る営業所の名称及び所在地	株式会社T I T A N 名古屋市昭和区御器所通三丁目15番地の2 ごきそビル3C
処 分 年 月 日	令和4年8月26日	
処 分 内 容	指示	
処 分 理 由	広告又は宣伝をする場合に使用する名称を変更したのに、当該変更の日から10日以内に愛知県公安委員会に届出をせず、当該法令違反行為を行った日前5年以内に営業停止命令を受けたことがあるため。	
根 拠 法 令	探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第2項	
処分を行った公安委員会	愛知県公安委員会	